

# 宗教改革期における プロテスタント領邦の女子教育理念

—A・ムスクルスの『女子学校』を例に—

櫻井美幸

はじめに

第1章 教会巡察官アンドレアス・ムスクルスと『女子学校』

第1節 1572年の教会巡察とムスクルス

第2節 『女子学校(Jungfrawschule)』の概略

第2章 『女子学校』から見る女子教育理念

第1節 ムスクルスと女子教育

第2節 教育メソッド

第3節 カリキュラムと教科書

おわりに

はじめに

ヨーロッパ全体において、15世紀末まで行政府や知識人たちの女子教育への関心は非常に低かった。とくに大都市では女性が長じて実家や婚家の商工業を引き継いだり、補助したりする必要から初等学校に数年間女子が通うことが見られたが、学校に一度でも通うことができた女子は非常に少なかったであろうと考えられている<sup>1</sup>。何をどのように教えるか、といった教育メソッドやカリキュラムも確立しておらず、たいていの女子は読みと簡単な書き・計算を学んだ後、平均2・3年で学校を去った。教師は俗人が務め、学校において特別な宗教教育はほとんどなされなかった。まして特定の貴族女性や修道女以外を対象とする女子教育論などはほとんど書かれることはなかったのである。こうした状況を一変させたのが、マルティン・ルターによって16世紀初頭に開始された宗

<sup>1</sup> Kammeier-Nebel, A., "Frauenbildung im Kaufmansmilieu spätmittelalterlicher Städte", Kleinau, E. und Opitz, C. (Hrsg.), *Geschichte der Mädchen- und Frauenbildung*, Bd. 1, Frankfurt a. M., 1996, S. 79–90. 邦語文献として、佐久間弘展「14～16世紀ドイツ市民の初等教育」佐久間弘展・浅野啓子編著『教育の社会史』知泉書館、2006年、101～141頁。中世の女子教育については、櫻井美幸「後期中世ドイツ都市における商家の女性労働一家族経営における役割を中心に」長野ひろ子・松本悠子編著『経済と消費社会—ジェンダー史叢書6—』明石書店、2009年、51～54頁。

教改革であり、その後続く公権力の臣民に対する「社会的規律化」の時代であった<sup>2</sup>。

ルターは、良きキリスト者（福音思想の持ち主）の育成のために、成人の宗教教育と並んで子供の教育の必要性を訴えた。この子供の教育について、ルターは少年にだけでなく、少女にも同様に教育すべきだとの考えを持っていた。1520年に出版された『ドイツ国民のキリスト教貴族に与う』の中において、高等・初等学校での青少年教育の必要性を述べた後、次のように書いている。「そして神よ、願わくは各都市に女学校もできて、少女たちがそこで毎日1時間、ドイツ語でもラテン語でもよい、福音書の授業を聞くことができますように」と<sup>3</sup>。また1524年の『ドイツ全市の市参事会員に与う』では、さらに踏み込んで学校教育について述べている<sup>4</sup>。ルターは基本的に家庭で両親が子供達に教育を施すべきだと考えていたが、同時に両親は子供達に教えるに足る十分な宗教知識も時間も足りないことが解っていた。それを補うために初等学校にすべての子供達が通うべきであり、学校の運営は、市の行政組織である市参事会が担うべきとした。市営にすることで十分な資金が確保されることになり、貧しい子供達も通うことが可能になる、ひいてはすべての市民が良きキリスト者として育成され、そのことは市政府の利益にもなるというのである。ただし、ルターは女子が1日に学校で学ぶ時間を、男子の2時間に対して1時間とした。

ルターは女子が教育を受けなければならない理由を、良きキリスト者の妻・母親として家庭を統率できるようにするためとしたが、こうした教育観は先行する人文主義者たち、例えばファン・ライス・ビーベスのものと何ら矛盾することはなかった<sup>5</sup>。しかしルターの革新性は、女子学校の整備、しかも市や領邦当局が管理する一種の公教育制度を提唱したことにある。ルターは、全ての都市において、男子の学校同様に女子学校を設立することを求めたのである<sup>6</sup>。

ルターは手始めに、自らが主導して1533年にヴィッテンベルク市の女子学校規定を作成した。その概略を述べると、1日の授業時間が1時間より延びている点、書きよりも読解能力を重視している点、宗教教育が全面に押し出されている点など、以後の女子学校規定に見られる特徴を備えている。ただし、具体的に教科書としていかなる書物を使用するかについては触れてはおらず、何を用いるかは教師が市のキュスター（Küster、教会に常駐して用具の管理などを行う者）にアドバイ

---

<sup>2</sup> 宗教改革時代の女子教育を扱った研究として、Rutz, A., *Bildung-Konfession-Geschlecht: Religiöse Mädchenbildung im Rheinland (16.-18.Jahrhundert)*, Mainz, 2004; Westphal, S., "Reformatorsche Bildungskonzepte für Mädchen und Frauen-Theorie und Praxis", Kleinau und Opitz (Hrsg.), *Geschichte der Mädchen- und Frauenbildung*, Bd. 1, S. 135-151. 邦語での詳細な研究史については、櫻井美幸「宗教改革期における女子教育の理念と実践—プロテスタントとカトリックの比較を中心に—」森田安一編著『ヨーロッパ宗教改革の連携と断絶』教文館、2009年、271-288頁（以下、女子教育の理念と実践と略記）参照。

<sup>3</sup> Stricker, K., *Deutsche Frauenbildung vom 16. Jahrhundert bis Mitte des 19. Jahrhunderts*, Berlin, 1927, S. 6. 邦訳は、「キリスト教の改善について ドイツ国民のキリスト教貴族に与う」成瀬治訳『世界の名著 18 ルター』中央公論社、1969年、168頁。

<sup>4</sup> Luther, M., "An die Ratherrn aller stedte deutsches lands", August, I. und Müller, J. (Hrsg.), *Sammlung selten gewordenen pädagogischer Schriften des 16. und 17. Jahrhunderts*, Leipzig, 1879-86, Nachdruck, 1973, S. 15 ff. (以下、"Ratherrn"と略記)

<sup>5</sup> J. Papy, "Juan Luis Vives (1492-1540) on the Education of Women: An Investigation into his Medieval and Spanish Sources", *Paedagogica Historica*, 31, 1995, p. 739 f.

<sup>6</sup> 'die aller besten schulen beyde fur knaben und meydlin an allen orten auff zu richten...' Luther, "Ratherrn", S. 17.

スを求めるように、と書くに留めている。また体罰については、なるべく激高することなく優しく接するようとしており、やむを得ない場合の体罰は容認されている<sup>7</sup>。ヴィッテンベルク市の女子学校規定は、宗教改革期に作成された女子学校規定の最初期に属するもので、これを手本として各地でルターの思想を受け入れた各地で女子学校規定が作成された。

数ある学校規定の中で非常に詳細かつほぼ完全な形で残されている史料が、フランクフルト・アン・デア・オーデル市の牧師であったアンドレアス・ムスクルス（本名：モイゼル）が1574年に出版した『女子学校』である<sup>8</sup>。詳細については後に譲るが、この書物の内容に沿って、ブランデンブルク辺境伯領内に女子学校が整備され、規定部分は学校運営のマニュアルとして機能することとなった。したがって『女子学校』は、プロテスタント領邦において、女子学校においてどのような理念のもとでいかなる教育がなされ、公権力の手で運営されていたかを知るには格好の史料であると言える。この史料を用いた先行研究にはH・グロッセとA・コンラートの論考があるが、前者は史料の紹介が主で、後者はカトリックとの比較に重点を置いているにすぎない<sup>9</sup>。

そこで本稿では、この『女子学校』の学校規程を手掛かりに、宗教改革期のブランデンブルク辺境伯領における女子教育理念を明らかにすることを目的とする。なぜこの時期に女子のための「学校規定」が必要になったのか、そして学校における女子教育がどのように行われるべきだと考えられていたのか。これらの点を検討した上で、最終的には他のプロテスタント地域の女子学校規定とも比較しながら、宗教改革期における女子教育制度の展開の一側面について考察していきたい。

## 第1章 教会巡察官アンドレアス・ムスクルスと『女子学校』

### 第1節 1572年の教会巡察とムスクルス

ムスクルスは、1572年のブランデンブルク全域で行われた教会巡察において、主任巡察官を務めている。本節では、『女子学校』の具体的な分析に入る前に、教会巡察とは何か、そしてその巡察にムスクルスがいかに関わっていたのかについて、概略を述べることにする。なぜならば、教会巡察の経験が、『女子学校』の執筆動機に直接繋がるからである。

ムスクルスは、1514年にザクセンのシュネーベルク市において、法律家で市参事会員であったハンス・モイゼルの子として生まれた。ライプツィヒ大学で学び、ヴィッテンベルク大学で神学マギステルの学位を取った後、舅で宗教改革者のヨハン・アグリコラの勧めで当時のブランデンブルク辺境伯領に属するフランクフルト・アン・デア・オーデル市の牧師となり、その町の大学で神学を教えた。その後、アグリコラの後任としてブランデンブルクの主任巡察官に抜擢された。巡察官

<sup>7</sup> Stricker, *Frauenbildung*, S. 7 f.

<sup>8</sup> Musculus, A., *Jungfrauenschule*, Frankhurl a. d. Oder, 1574. (以下、「*Jungfrauenschule*」と略記) 現在では、ライプツィヒ大学の図書館に1冊のみ所蔵されている。

<sup>9</sup> Grosse, H., *Ein Mädchenschul-Lehrplan aus dem 16. Jahrhundert: Andr. Musculus' „Jungfrau Schule“ vom Jahre 1574*, Langensalza, 1904. (以下、「*Mädchenschul-Lehrplan*」と略記); Conrad, A., „Jungfrau Schule und Christenlehre.: Lutherische und katholische Elementar Bildung für Mädchen“, Kleinau und Opitz (Hrsg.), *Geschichte der Mädchen- und Frauenbildung*, Bd. 1, S. 171–188. (以下、「Christenlehre」と略記)

の職務を終えた後は、選帝侯の信頼を得て神学者として様々な著作を書く傍ら、領内の学校制度の整備に尽力し、1581年にフランクフルト・アン・デア・オーデルで亡くなっている<sup>10</sup>。

教会巡察とは、宗教改革の影響下において、聖俗諸侯が領内でそれぞれの宗派に従った領民の信仰生活が保たれているかどうかを目的に行った領内の教会施設の調査である。巡察官は、都市部のみならず農村部でも詳細な聞き取り調査を行ってそれを記録したが、調査対象には学校も含まれていた。この巡察記録は、領主による領民の「信仰統一化」・「社会的規律化」を端的に示す重要な史料として研究者によって多く利用されている<sup>11</sup>。

ブランデンブルクの教会巡察は、1540年から1600年まで5期に渡って実施された<sup>12</sup>。この巡察はルターの要請によって行われたザクセン選帝侯領の教会巡察を範にしている。第1期の巡察は、ブランデンブルク選帝侯ヨアヒム2世が「1540年教会規定」(Kirchenordnung von 1540)を作成させた後、この規定に基づき領内全域で行われた。1551および1558年に第1期の補足として第2・3期の教会巡察が行われる。その後ヨアヒム2世を継いだヨハン・ゲオルクが新たに「1572年新教会規定(Kirchenordnung von 1572)」と「1573年教会巡察・宗務局規定(Visitations- und Consistorialordnung von 1573)」を發布し、第4期教会巡察が8年間にかけて実施された。この第4期の主任教会巡察官がムスクルスであった。

ムスクルスが巡察を行う際に依拠した「1573年教会巡察・宗務局規定」の中に女子学校に関する記述があり、選帝侯が女子の学校教育をどのように捉えていたかを推察することができる。ここでは「女子学校は非常に有益であり、十分に考慮されるべきである。すなわち都市民は自分の娘たちをその中で、読み、書き、祈り、賛美歌を学ばせるべきであり、当該学校の維持のために、管理者に対しその賃金を誠実かつ迅速に支払うべきである」と記されている。そして、都市の参事会は管理者に無料の住居と燃料を支給すべきである、と続く<sup>13</sup>。しかし、この時点ではまだ領内に女子学校はほとんど整備されていなかった。そこでムスクルスが女子学校運営のマニュアルのために『女子学校』を書くことになったのである。それでは、次にこの『女子学校』の内容構成の概略について述べる。

---

<sup>10</sup> Spieker, C., *Lebensgeschichte des Andreas Musculus, General-Superintendent... zu Frankfurt an der Oder*, Frankfurt a. d. Oder, 1858.

<sup>11</sup> ウルムについては、岩倉依子「16世紀前半ウルム領邦による教会巡察と宗派統一(1)」『敬和学園大学研究紀要』12号、2003年、87～104頁。ケルン、トリアー、ヴェルツブルクについては、永田諒一「カトリック地域における司教の教会巡察」『ドイツ近世の社会と教会—宗教改革と信仰派対立の時代—』ミネルヴァ書房、2000年、223～245頁。バイエルンについては、小野善彦「宗教改革とカトリック教会—宗派形成初期のバイエルン—」『歴史』104号、東北史学会、1～31頁。ザクセンについては、中村賢二郎「領邦教会制の成立」『宗教改革と国家』ミネルヴァ書房、1976年、80～113頁。

<sup>12</sup> 宗教改革期におけるブランデンブルクの教会巡察全般については、塚本栄美子「16世紀後半ブランデンブルク選定侯領における信仰統一化—教会巡察を中心に—」『西洋史学』171号、1993年、18～34頁。教会巡察記録の史料については、Schling, E., (Hrsg.), *Die Evangelischen Kirchenordnungen des XVI Jahrhunderts*, Bd.3, Leipzig, 1909, を使用する。

<sup>13</sup> Ebd., S. 125.

## 第2節 『女子学校 (Jungfrawschule)』の概略

『女子学校』は、「序文 (Vorrede)」に続き、「ブランデンブルク辺境伯領の女子学校規定 (Ordnung der Jungfrawschul in der Marck Brandenburg)」、「キリスト教信仰の最も重要な主要条項についての格言集 (Sprüche von den Fürnembsten Heupt-Artickeln der Christlichen Religion)」、「毎日曜日に用いる福音書と使徒行伝からの格言集 (Sprüche aus allen Sonntags Evangelien vnd Episteln)」、「短い祈りのためのカテキズム (CATECHISMUS In kurtze Gebetlein)」の4部構成となっている。

「序文」には16頁が当てられており、この冊子を書くに至った動機、目的などが書かれている。ムスクルス的女子教育観が垣間見られると同時に、ルター派の女学校規定に共通して見られる理念が全面に押し出された内容となっている。

次のブランデンブルク女子学校規定部分は13頁と短いものの、ムスクルス独自の教育メソッドやそれに基づく授業カリキュラムを盛り込んでおり、他地域の女学校規定と比較する上でも非常に興味深い内容を含んでいる。この規定部分は詳しい考察に値するため、次章の内容分析においてはおもにここを利用する。

その次の「キリスト教信仰の最も重要な主要条項についての格言集」には、89頁が割かれている。これは、聖書から短い一節を抜き出した抜粋集である。16世紀の後期といえども活版印刷は十分浸透しているとはいえ、民衆に大量に出回っていた絵入りのピラなどは通常木版で刷られていた。家庭で活版印刷の聖書を所有し、それをいつでも読むことができるということはまだ一般的ではなかった。そのため、祝祭日以外に学校で勉強する際、少女たちはこういった聖書抜粋集を用いたと考えられている<sup>14</sup>。ムスクルスによる聖書抜粋集は、ブランデンブルク全域の少女学校でいわゆる「教科書」として使用されることとなった。少女たちはすべての文章が読めなくても、聖書抜粋に挿入された挿絵を見て聖書の内容を解釈することができた。

60頁から成る「毎日曜日に用いる福音書と使徒行伝からの格言集」は、さらに「神について」など全17項目に細分されている。これは学校で使用されるのではなく、日曜日に生徒達が家庭で2、3節を暗唱することが想定されている。毎回福音書から一節、使徒行伝から一節を両親の前で暗唱するという配慮のもとに書かれた、いわば宿題用のテキストであった。ここにも多くの挿絵が挿入されている<sup>15</sup>。最後には詩篇からの抜粋が置かれ、29の詩篇が机の上で祈るために挿入されている。

最終章は「短い祈りのためのカテキズム」と題しており、その最後にはムスクルスが考案した少女のための歌も付いている。全86頁から成り、こちらもかなりの分量である。この章も、次章で詳述する学校規定のカリキュラムの中で教科書として使用するために書かれた。23の祈禱文と、同じく23枚の図像が挿入されており、夕べの祈りの際に適宜使用されることも想定されている。一つ一つの祈禱文と付属の手引書の文章がかなり長く、しかも祈禱文の中には家長が使用するものも入っており、ムスクルスは少女たちの読解能力や文章の適正さに関してほとんど考慮していない。

<sup>14</sup> Grosse, *Mädchenschul-Lehrplan*, S. 15.

<sup>15</sup> Ebd., S. 17. ルター自身、聖書の内容を民衆が理解するためにはこうした聖書抜粋に挿絵を入れることを推奨している。

以上が『女子学校』の全体構成である。構成は大きく二つに分けられる。ムスクルスが考える女子教育理念、その理念に基づいて作成された学校カリキュラムと、ルター派キリスト教の教理に合わせて書かれた聖書抜粋テキスト（学校・家庭で使用される）である。本稿では、学校教育規定に主眼を置くため、聖書抜粋部分は考察対象とはしないことを予め断っておく。おもに前半部分の序文と学校規定部分を分析することで、ムスクルスの、さらには宗教改革期のルター派による女学校の教育理念について明らかにしていきたい。

## 第2章 『女子学校』から見る女子教育理念

### 第1節 ムスクルスと女子教育

「序文」の冒頭で、ムスクルスは神の恩寵と平和とキリストの名において、『女子学校』を「ベルリンとケルン両市の名誉ある高貴な市長、市参事会員の御方々に（den Erbarn Vnd Hochweisen Herrn Burgermeistern vnd Rathmannen beyder Stedte Berlin vnd Cöln）」<sup>16</sup> 捧げている<sup>17</sup>。両市長と市参事会員に『女子学校』が捧げられたのは理由がある。ムスクルスは少し前に教会巡察の主任巡察官として両市を訪れた際に、当地に三つの少女学校が存在するのを知った。これらの学校が市民たちの寄付による基金から公的に運営されているのに感銘を受けたのである。1574年のベルリン市の教会巡察記録では、次のように記されている。ここには三つの少女学校がある。一つは聖ニコラス教区、もう一つは聖マリーエン教区にある。女性教師がそこで無料で住居を与えられており、市参事会が共同基金から燃料を支給している。貧しい娘たちも富裕な娘たちも同様に、神への畏れ、躰と行儀作法を教育されている<sup>18</sup>、と。ムスクルスはこのベルリンの少女学校を一つのモデルとしたのであろう。

序文中にしばしば登場する「神への畏れ(gottesfurcht)」という文言は、プロテスタント、とくにルター派の学校規定の中で頻出する言葉であった<sup>19</sup>。ムスクルスは、学校教育とは若い人たちがきちんとした「躰(Zucht)」を受けるためだけでなく、神に対し真に畏敬を持って学ぶように育てるために必要なのだ、と書いている<sup>20</sup>。教育目標は、神を畏れることと神を真に認識することであった。もちろん、こうした教育は家庭でもなされるべきであるが、学校教育で足りない部分のみ家庭で行うよう求めた。ルターは学校教育より家庭教育に重点を置いたが、ムスクルスの場合は逆であった。教会巡察で教区民の宗教実践やキリスト教知識について聞き取り調査をした結果、彼は家庭よりも学校で子供の時から教育したほうが良いと感じたのであろう。さらに子供達に対して、

---

<sup>16</sup> Musculus, *Jungfrawschule*, fol. Aiiir.

<sup>17</sup> ベルリン市は、シュプレー川を挟んで北東部古ベルリンと南西部のケルンとに分かれて誕生し、行政区は別々であった。商人定住地の古ベルリンと漁師町のケルンが一つの都市に統合されたのは1307年である。しかし、その後もしばらくはベルリン＝ケルン市と呼ばれていた。平田達治『ベルリン・歴史の旅 都市空間に刻まれた変容の歴史』大阪大学出版会、2010年、45頁。

<sup>18</sup> Sehling, *Kirschenordnungen*, S. 166.

<sup>19</sup> Conrad, "Christenlehre", S. 180.

<sup>20</sup> Musculus, *Jungfrawschule*, fol. Avl.

学校で得た様々な宗教知識を家庭内で披露するようにも勧めている。

また、1572年に選帝侯ヨハン・ゲオルクの命令により作成した「キリスト教的規定」の中でムスクルスは、領内の教会・男子学校・施療院等のみに配慮するのではなく、すべての都市と農村に女子学校を設立すべき、と記している<sup>21</sup>。すべからく自分（ムスクルス）は神の言葉を伝えるため、子供達の学校で使用するためにこの小冊子を書くのである、と<sup>22</sup>。すべての都市と農村に女子学校を設置すべきとはルターも述べているので、ムスクルスはそれに倣ったのだと思われる。中世後期・末期の大都市においては市立や私立の女子学校が複数存在したが、中小都市、まして農村部において女子が学べる学校などなかった。

さて、この「序文」では教師による体罰の行使についても言及している。ムスクルスは体罰を出来るだけ控えるべきである、としている。たとえ子供たちが勉強に対し熱意を欠いており体罰が必要な時があったとしても、最初は「良き言葉で (mit guten Worten)」、ただ「愛の力 (virtutis amore)」でもって諭すべきである。時に当局は、厳しい罰の脅しによって子供達を悪弊から遠ざけようとするが、恐れさせるだけでは悪弊から逃れさせることはできない。例えば「死刑執行人が棒と剣、水、火によって従順にして従わせようとするように (Hencker from vnd verbeut ihnen Böses zu thun mit dem Strick Schwerdt Wasser vnd Feuer)」<sup>23</sup>。しかし、子供達、あるいは家内使用人達が従順でない場合は、両親や家長、教師は鞭や棒で打っても構わない、としている<sup>24</sup>。つまりやむを得ない場合は体罰を容認しているのである。体罰は社会的規律化の時代において至極当たり前に行われていた<sup>25</sup>。ムスクルスは、子供たちは聖なる福音の言葉によって悪徳から助け出されるべきで、正しい信仰心がない場合には悪魔がやって来るのだ、としている<sup>26</sup>。また「序文」では学習方法についても簡単に触れられている。キリスト教の教理に関する箇所である。聖書の中の格言などを教会で少女たちが学ぶ。そしてその格言の内容について問答形式で何度も繰り返して学び、試験を受けることで、聖書の内容を完全に理解することができると書かれている<sup>27</sup>。

ムスクルスの教育理念として前面に出ているのが、宗教教育の重視である。少女達が成長すればやがて家庭を統率するようになるであろう。家庭を持った時のために正しいキリスト教知識を学校で身に着けることが重要なのである。しかしこうした教育目標は女子に特化したものではなく、ルター派の男子学校でも共通している。とくに女子教育に携わったこともなく、教育に関する論文を書いたこともなかったムスクルスは、ルターが示した初等教育の理念をそのままブランデンブルクの女学校における教育目標に合わせたのであろう。そこには女性教師に関する言及も見られない。17世紀の学校規定では、女子に特化した教育目標やカリキュラムが詳細に記述されることが多い

<sup>21</sup> Sehlingの史料では、1572年規定の多くが1540年規定と同内容であるとして省略されている。しかし1540年規定の「学校について」の項ですべての都市と農村に設立すべし、とあるのは男子学校のことである。

<sup>22</sup> Musculus, *Jungfrauenschule*, fol. Aviiiir. f.

<sup>23</sup> Ebd., fol. Aiiir. f.

<sup>24</sup> Ebd., fol. Ail.

<sup>25</sup> Conrad, "Christenlehre", S. 181. 1591年のゲッティンゲン市の女学校規定では、まず優しい言葉で諭し、効果がない場合は鞭を見せて脅しをかけ、それでも改善しない場合には鞭の使用を認めるとした。

<sup>26</sup> Musculus, *Jungfrauenschule*, fol. Avl.

<sup>27</sup> Ebd., フォリオ番号なし。順序にしたがえば、fol. Aixr.

が<sup>28</sup>、16世紀ではまだ初等教育の領域で男女の区別は曖昧であったといえる。

では、次に具体的な教育メソッドとカリキュラムの分析に移る。

## 第2節 教育メソッド

この部分が、ムスクルスの子供学校のエデュケーションを知る上でとくに重要であるといっても良いだろう。「ブランデンブルク辺境伯領における女子学校規定」に書かれているのは、教育効果を上げるためにムスクルスが考えた独特の教育メソッド（1～13条項）や、一週間のカリキュラム（14～23条項）など女子学校の規定である。本節では、まず教育メソッドについて見てみよう。

ムスクルスは、従来行われてきた読解の習得法について批判を展開している。初心者にアルファベットを覚えさせる時、教師は最初に1冊の本からアルファベットや単語の綴りを示すことで生徒に読み方を教えるが、これは時間の浪費でしかない。この方法では簡単な文章の読解ができるようになるまで相当な時間がかかってしまい、教師にとっても余計な労作でしかない。また生徒達もなかなか上達しないため勉強に飽きてしまい、学校に来なくなってしまいう危険性すらある<sup>29</sup>。

それでは、ムスクルスが提案する読み方の初歩的な習得方法とはいかなるものか。第1条項ではこのように書いてある。まず、生徒を2名ずつペアにして向かい合わせで座らせる。少し字を読む生徒が、黒板（個人用）に書いてあるアルファベットを読む。その後、字が読めない生徒に対して黒板のアルファベットの字を1つずつ棒で指し示しながら、このアルファベットは何と読むか尋ねるのである。この方法を何度も繰り返すことで両方の生徒がアルファベットを完全に覚えることができるという。第3条項では次のように続く。初心者の方がこの方法で繰り返し練習してアルファベットを覚えてしまったら、ペアになっている生徒の背後にもう一方の生徒が立ち、アルファベットを暗唱する。これを交互に繰り返し、それぞれが完璧に暗唱できるようになるまで続けるのである。そして字が読めるようになった生徒はこの後別の初心者とペアになり、今度は自分が棒で黒板に書かれたアルファベットを指し示し、これは何と読むのか尋ねるのである。アルファベットを全て覚えたら、今度は聖書の格言集の読解、つまり文章読解へと進む。まず、アルファベットの習得と同じやり方でペアになり、聖書の格言一つを1名が黒板に書いて読み上げる。その後生徒全員がその格言を完全に覚えることができるまで、この方法を続けるのである<sup>30</sup>。

この方法の利点について、第7条項においてムスクルスは次のように述べている。覚えるのが遅かったり、怠け者には鞭で打ったりするよりも多くの恥をかかせた方が、多大なやる気を出させることになる。つまり、勉強を怠けたり覚えが悪い生徒は他の生徒と比較されて恥ずかしくなるので、より真面目に勉強に取り組むであろう。そして晴れて文章を流暢に読むことが出来るようになったら、家庭でそれを披露する。両親から褒められれば嬉しくなるであろう、そして生徒は暗唱を繰り返すようになり、読むこと自体が楽しくなる、というのである<sup>31</sup>。

<sup>28</sup> 例えば、1610年のナウムブルク。Stricker, *Frauenbildung*, S. 16ff.

<sup>29</sup> Musculus, *Jungfrauenschule*, fol, Biiir.

<sup>30</sup> Ebd., fol, Biiir. ff.

<sup>31</sup> Ebd., fol, Bivir.

次の第8条項では生徒に褒美をあげる、ということについて述べている。4週間に一度、とくに頑張った生徒に対しては、何か「小さいもの (geringen)」を褒美として与えるべきだとする。何ももらえなかった子は嫌に思うかもしれない。しかしそのことが、かえって今度は自分が褒美をもらいたいために、より勤勉に勉強に励むようになる。鞭で打ったり、何かで叩いたりするよりは、この方法の方が効果的である、としている。鞭は適切な方法で使用するならば生徒のためになるであろうが、そのことで学校に来るのが嫌になってしまったり、勉強したくなくなってしまうたら逆効果である。これでは全く意味がない<sup>32</sup>。

ムスクルスはさらに、生徒同士を競争させることで、より高い学習効果が得られるとしている。その方法が第9条項で紹介されている。生徒達を3名ずつ座らせ、誰が一番上手に読めるようになるか競争させる。教師は、一番上手に読めた生徒には褒美の品を、怠け者には鞭を与える。ムスクルスは次のように断言する。このようにすれば、「より思慮深い人間 (verständiger Mensch)」になるであろう。教師はこの方法を続けることで、造作なく多くの成果を得ることができるであろう、と<sup>33</sup>。

ここまでは全て読解能力を習得するためのメソッドであった。彼の教育の第1目標が読解能力の取得にあることは明白である。では、読解以外はどうであるか。実は第10条項と11条項で簡単に触れられているだけである。読むことと並んで、少女たちは書くことも学ぶべきである。家庭内でその能力を役立てて、家庭での仕事にも利用することができるように。そして「少しだけ (ein wenig)」計算も学ぶべきである。毎日の家政の仕事、物を売ったり買ったりするために役立てることができるように<sup>34</sup>、としている。これだけである。読解習得のメソッドへの言及への熱意に比べれば、実にあっけない。書きと計算についてはムスクルスにとってあまり関心がなかったのか、あるいは読解のように効果的なメソッドが思いつかなかったのであろう。

12条項では、次のように続く。以上のような教育を施せば、少女たちは規律ある生活を送ることができる。そうすれば、「神を畏れながら生活し (gottesfürchtigen leben)」、規律を守って生きることができる。敬虔な人間は良き言葉によって、教育されるのだ、そして粗暴な人間は鞭によって悪徳から遠ざけられるのである。このメソッドにしたがって聖書を読み、キリスト教の教理に対する理解を深めれば、自然と信仰深い人間が創りあげられる。

では分析に移ろう。第1条項から第5条項までは読解能力を習得させるためのメソッドが述べられていた。「読みの重視」は宗教改革期に書かれた女学校規定に共通して見られる特徴であるが、ムスクルスはさらに読みの習得方法まで踏み込んだ。教師が一方的に多人数の生徒を相手にしてABC本と呼ばれた初級文法書を用いてアルファベットを学ばせる方法に対して、ムスクルスの提示した生徒2名を組にして、競争させながら字を覚えさせる、というやり方は非常に画期的に思われる。しかし、このように「生徒を競争させて学ばせる」という方法は、既にイエズス会も取り入

<sup>32</sup> Ebd., fol, Bivr. f.

<sup>33</sup> Ebd., fol, Bivl.

<sup>34</sup> Ebd., fol, Bvr. welches es sie in teglicher Haushaltung/vnd in kauffen vnnnd verkauffen nutzbarlich können gebrauchen/  
etc.

れていた<sup>35</sup>。競争心を煽ることで生徒の向上心を駆り立てて勉強の動機付けにすることは、宗教改革期の学校規定によく見られた。1581年のブリーク市の学校規定では、競争と名誉は生徒を勉強に駆り立てる最も良い方法である、と記されている<sup>36</sup>。ただし、生徒に順位をつけて成績順に座らせることについては様々な意見があるようで、アウクスブルク市の1558年の学校規定においては、競争は生徒間の敵対心を煽るものとして、批判をしている<sup>37</sup>。

第8、9条項では、成績が良く、努力した生徒に対して褒美をあげることが推奨されている。16世紀の学校規定では、勤勉に努力した生徒に対し、お金や本、服などを褒美としてあげている例も存在するが、ムスクルスの規定では具体的な品物については言及していない<sup>38</sup>。

上述のように、体罰についてムスクルスは、できることならなるべく避けるべきである、と主張している。彼は、鞭で打って矯正させることより、皆の前で恥をかかせることの方が効果的だ、と考えているのである。それでもどうしてもできない子に対しては節度をもって鞭の使用を教師に認めているが、あくまで生徒が自主的に学ぶことが重要であるとする。子供たちの見本になるためにも、教師自身が神への畏れを知り、品行方正な生活を送ることが重要であり、教師が説得力のある言葉で子供達に教えることができれば鞭を使う必要などなくなるであろう、というのがムスクルスの見解であった。

最後に、ムスクルスの教育メソッドを整理する。まずは聖書を読むために不可欠な読解の重視であるが、これはこの時代の初等学校規定に見られる全体的な傾向である。書きと計算の習得についても簡単に触れられてはいるが、これは少女達が長じて家政を司る上で最低限必要な知識を身につけるためであった。ムスクルスの学校規定で特徴的なのは、独特な読解習得メソッドと並んで、宗教改革期の女学校規定でよく見られる裁縫などの家庭科系の科目が抜け落ちていることである。今まで教育行政に携わったことのないムスクルスは、先行する地域の女子学校規定ではなく、男子学校の学校規定を参考にしたのかもしれない。競争原理の導入も、生徒に褒美をあげるということも、現代の感覚からは奇異に感じられるが、当時の学校規定ではよく確認される事項であった。体罰の適切な使用についても同様である。ムスクルスの学校規定で特筆すべきは、「神への畏れ」という言葉の多用である。神への畏れを知る人間を育てるためには、教師も神への畏れを知る人間でなければいけない、というのはプロテスタントの神学者であったムスクルスの偽らざる本心であろう。その教師についても女性教師でなければならないとは記されておらず、こういったことから、彼の学校規定は宗教改革期の女子学校規定に特徴的な要素がある程度見られるものの、女子教育に完全に特化したものではない、ともいえる。

### 第3節 カリキュラムと教科書

『女子学校』において提示される時間割はどのようなものでしょうか。1日の様子については学

---

<sup>35</sup> Grosse, *Mädchenschul-Lehrplan*, S. 8.

<sup>36</sup> Ebd., S. 9.

<sup>37</sup> Ebd., S. 9. Es ist darauf zu achten, dafs der Ehrtrieb nicht in Streit und Feindschaft ausartet.

<sup>38</sup> Conrad, "Christenlehre", S. 179.

校規定の第14条項から第18条項に書かれている。まず、生徒たちは朝学校に登校した後（具体的な時間は記されていない）、教室で主の祈り、使徒信条、十戒を大きな声で朗誦するか、斉唱する。その後、賛美歌を起立して全員で歌う。そして行儀よく列を成して学校から出て、礼拝に出席するため教会へと向かうのであるが、少年達が教会でラテン語の歌を歌っている場合は、少女たちは教室内に留まり、ルターの小教理問答書を朗読することになっていた。ここでは一つの教会を女子学校と男子学校で共同使用することが前提となっている。プロテスタントの牧師や神学者は、ラテン語は男子のみが学ぶべき、という考え方を持っており、女子学校のカリキュラムにラテン語が入ることはなかった。この点に関してコンラートは、ムスクルスにとってもラテン語は男子学校のための本質的なメルクマールであることは明らかである、と述べている<sup>39</sup>。プロテスタント地域では、女子にとって唯一のラテン語習得の場であった修道院が原則的に廃止されたので、女子がラテン語を学ぶ術は裕福かつ女子の教養に理解ある家庭で個人的に学ぶのみになってしまった<sup>40</sup>。

生徒たちは午前授業を受けてから、昼食を取りに一度家に帰った。その後また学校に戻り、そして教会で礼拝を聞いたが、この際も少年達とぶつからないよう、朝と同様な配慮がなされていた。礼拝時には必ず賛美歌が歌われたが、何を歌うかについては明記されておらず、賛美歌集から適宜選択する手はずとなっていた<sup>41</sup>。

それでは、月曜日から金曜日までの授業で使用するテキストの種類について見ていこう<sup>42</sup>。ただし、ここでムスクルスが挙げているのは、基本的に「読解」で使用するテキストのことである。また、彼は習熟度別の、つまり学年別のカリキュラムを想定しておらず、生徒全員が同一のカリキュラムで勉強することになっている。

まず月曜日に使用するテキストは「ルターの小教理問答書（Catechismus Lutheri）」であり、問答形式に書かれていることから、前節にあったように2人の少女たちが向かい合って朗唱した後、文章を覚えて暗唱したことが解る。火曜日は、古代の教父たちが書いたカテキズム（この場合は、宗教改革時代の一般信徒向けの簡単な教理書のことではなく、聖職者が説教の内容に用いる教理のテキストを指す<sup>43</sup>。カテキズムとは、宗教改革以前は本来こちらを指した）の一節を、生徒全員で朗唱した。水曜日は、「ルターの金言集（Gülden Kleinod Lutheri）」を読むとあるが、これはルター自身の著作ではなく、ムスクルスが子供たちのためにルターの著作から役に立つ言葉を抜粋したもので、この『女子学校』が書かれた時点ではまだ印刷されてはいなかった<sup>44</sup>。木曜日は「シラ書（Jehsus Syrach）」を読んだ。ムスクルスは「シラ書」を、神への畏れを知るためと、躰のためには非常に役に立つすばらしい格言集であると述べており、生徒は起立して「シラ書」を朗唱した。しかしこの「シラ書」については注目すべきである。そもそもルター自身は、カトリックでは旧約外

<sup>39</sup> Ebd., S. 179.

<sup>40</sup> 櫻井美幸、女子教育の理念と実践、275頁。

<sup>41</sup> Musculus, *Jungfrauenschule*, fol. Bv. ff.

<sup>42</sup> Ebd., fol. Bvil. f.

<sup>43</sup> 櫻井美幸「カトリック公教要理（カテキズム）における女子教育の理念—ゲオルク・フォークラーのカテキズム（1625年）から—」『史艸』50号、2009年、64頁。（以下、「カトリック公教要理」と略記）

<sup>44</sup> 1577年に出版された。Grosse, *Mädchenschul-Lehrplan*, S. 13.

典に含まれている「シラ書」を聖書の正典に含めてはいない。したがって、プロテスタントの聖書には「シラ書」は入っていないのである。なぜムスクルスが「シラ書」をとくに勧めているかというと、この中に女性の役割に関して言及している箇所が非常に多く含まれているからである。他ならぬルターもカトリックの神学者と同様に女子教育に有用なものとしてそれを認めている<sup>45</sup>。そのためにプロテスタント、カトリック両方の地域で女学校でのテキストとして使用されることが多かった。子供達用には、「シラ書」の中からいくつかを抜粋したものが使用された。金曜日には聖書から抜粋したものを読むが、この時に用いられるテキストが、『女子学校』の後半部分に当たる「毎日曜日に使用する福音書と使徒行伝からの格言集」であった。生徒たちはこのように一週間のカリキュラムをこなすが、さらに月曜日から水曜日は「ルターの小教理問答書」から、祈りを一節大きな声で朗唱することが付け加わった。また木曜日と金曜日は夕べの祈りから一節を朗じ、これらの最後には必ず賛美歌を歌うことになっていた。

この週間カリキュラムから分かることは、宗教教育の重要性である。「宗教」という科目の授業は存在しないが、結局授業で使用するテキストはすべてキリスト教関連であるということである。他地域の学校規定においても使用テキストはだいたい宗教書であるが、ここでは最初に字を習う時に用いるABC本も入っていない。裁縫のような技術系科目も存在せず、宗教の授業で埋め尽くされているのが『女子学校』の学校規定の特徴であった。また、教師の役割に関してほとんど言及がないのも注目に値する。教師に比べて、牧師や副牧師、キユスターの礼拝時における役割について言及されている箇所の方が多くくらいである。ムスクルスによる『女子学校』の学校規定は宗教的要素が色濃いと言え、宗教改革期に求められた女子教育のあり方を表しているといつて良いだろう。

## おわりに

ここまで、ブランデンブルクにおける初等女学校整備のために書かれた『女子学校』について内容を考察してきた。他のプロテスタント地域の女子学校規定と比較しながら、『女子学校』との共通点と『女子学校』の特性についてまとめたい。

まず、「読解の重視」である。この点に関しては他の学校規定と共通している。読みについて多くが述べられているものの、書きや計算についてほとんど言及されないのも同様である。また、教師に対して体罰の理性的な使用を求めているのも、他の学校規定で幅広く見られる点であった。

もう一つの共通項である「宗教教育の重視」についてであるが、ムスクルスはルター派の牧師で神学者でもあったためか、他の学校規定と比較してより比重が大きい。例えば1710年に作成されたナウムブルク市の女子学校規定でテキストとして挙げられているのは、「福音書」と「シラ書」、「ルターの小教理問答書」とABC本だけであった<sup>46</sup>が、ムスクルスは、自身が聖書やルターの著作から抜粋して作ったテキストも複数加えている。彼の使用テキストは宗教書に限られており、その

<sup>45</sup> Conrad, "Christenlehre", S. 180.

<sup>46</sup> Stricker, *Frauenbildung*, S. 17.

点は世俗の初級文法書である ABC 本を入れているナウムブルクと比べて多様性に欠ける。

他の学校規定と異なる点は、自身の提唱する教育メソッドの詳細さと、裁縫など技術系の科目がないこと、そして家庭教育についてである。家庭教育は「序文」において簡単な記述があるものの、学校規定の中には全く見られない。他の学校規定では学校で学ぶ以外の時間は家庭で家事などを学ぶべき、という内容が散見されるが、ムスクルスの場合、学校で学んだ聖書の内容を家庭で両親に披露すべし、という記述があるだけで、家事に関しては言及がない。

また、『女子学校』では全員一律に同じ授業を受けることが想定されていて、クラス分けについての言及はないのだが、この点は留意が必要である。『女子学校』は 1574 年に書かれたが、これより以前の 1532 年のヴィッテンベルク市<sup>47</sup>、1543 年のブラウンシュヴァイク市の女学校規定<sup>48</sup>においてもクラス分けに関する内容は無い。しかし、1593 年のゲッティンゲン市では読解の習熟度別に 2 クラス<sup>49</sup>、1610 年のナウムブルク市の女学校規定では年齢と習熟度別に 3 クラスに分けて学ばせる上に、クラス別に異なるカリキュラムが書かれているのである<sup>50</sup>。1 日の授業時間については、ブラウンシュヴァイクでは 4 時間、ゲッティンゲンとナウムブルクでは 6 時間とあり、『女子学校』では具体的な時間について言及はないものの、昼食を挟んである程度カリキュラムが確保されていることを考えると、4、5 時間くらいであろうか。クラス分け、授業時間などの内容を総合的に判断すると、ムスクルスの『女子学校』は、宗教改革初期と 17 世紀の学校規定の間の過渡期の産物であることが解るのであって、この部分は共通点とも相違点ともいえない。

今回、カトリックとの女学校規定との比較は行わない。カトリックの初等女子学校規定の作成される時期が、プロテスタントより約 1 世紀遅いからである。しかし、17 世紀半ばの学校規定でも、通学制の女子学校に限ればカリキュラムやクラス分けがより複雑になるだけで、読解、宗教教育の重視、体罰の抑制など根本の理念ではプロテスタントと大差はなかった<sup>51</sup>。ただし、使用テキストに関しては当然のことながらルターの作品は使用されず、カテキズムはおもにペトルス・カニシウスの『小公教要理』が用いられた<sup>52</sup>。

以上、『女子学校』を例に、宗教改革期における女子教育の理念と実践についての分析を行うことで、プロテスタント地域の女子学校規定に共通する概念と、作者ムスクルス独自の教育観について検討した。宗派や地域の違いによる女子教育理念の差異よりも、初等教育の領域では宗教改革期とそれに続く「社会的規律化」の時代独特の共通理念を強調する結果となった。今後はさらに 17 世紀以降の女子教育制度の展開に焦点を当て、「社会的規律化」の概念と女子教育制度の連関について考察していきたい。

---

<sup>47</sup> Stricker, *Frauenbildung*, S.7 f.

<sup>48</sup> Ebd., S. 9 ff.

<sup>49</sup> Conrad, "Christenlehre", S. 181.

<sup>50</sup> Stricker, *Frauenbildung*, S. 16.

<sup>51</sup> 櫻井美幸、女子教育の理念と実践、281～282 頁。

<sup>52</sup> 1555 年にイエズス会士ペトルス・カニシウスが高等学校用にラテン語で書いた『全キリスト教教理』を、翌年抜粋し、文章を簡略化して出版されたものが『小公教要理』である。櫻井美幸、カトリック公教要理、67 頁。

